

新潟市農業振興地域整備審議会委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市農業振興地域整備審議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

(公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、2人とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

(1) 市内に在住する18歳以上の者

(2) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、生年月日、性別、職業及び電話番号を記載したものに作文を添えて、郵送、ファックス又はE-mail等により応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため「新潟市農業振興地域整備審議会公募委員選考委員会」(以下「選考委員会」という。)を公募の都度設置する。

2 選考委員会の構成員は、公募委員以外の新潟市農業振興地域整備審議会の委員1名、農林水産部長及び農林政策課長をもって充てる。

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

附 則

この要領は、平成17年11月15日より施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月12日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月31日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。